

政令第三百五十一号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十七号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六十号を第六十三号とし、第六十九号から第一百五十九号までを三号ずつ繰り下げ、第六十八号の次に次の三号を加える。

六十九 六 a ・七 ・十 ・十 a ―テトラヒドロ―六 ・六 ・九―トリメチル―三―ペンチル―六 H―ジベンゾ

〔b ・ d〕ピラン―イール||アセテート及びその塩類

七十 六 a ・七 ・八 ・十 a ―テトラヒドロ―六 ・六 ・九―トリメチル―三―ペンチル―六 H―ジベンゾ

〔b ・ d〕ピラン―イール||プロピオネート及びその塩類

七十一 六 a ・七 ・十 ・十 a ―テトラヒドロ―六 ・六 ・九―トリメチル―三―ペンチル―六 H―ジベンゾ

「b・d」ピランシーイルップロピオネート及びその塩類

附 則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。